

発議第 4 号

介護職員の労働条件改善のため介護報酬の引き上げを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月13日提出

提出者 松伏町議会議員 平野千穂

賛成者 松伏町議会議員 吉田俊一

賛成者 松伏町議会議員 鈴木勉

松伏町議会議長 佐藤永子様

## 介護職員の労働条件改善のため介護報酬の引き上げを求める意見書

介護労働者の平均賃金は全産業平均を月10万円も下回っています。こうした異常な低賃金と長時間・過密労働のまん延、「福祉の初心」を生かせない劣悪な労働環境などにより、介護現場は深刻な人手不足におちいり、それが、制度の基盤を脅かす重大事態となっっています。特養ホームなど施設介護の現場では、「ベッドは空いているのに、人手が足りないために、入所者を受け入れられない」という深刻な状況に置かれています。

しかし政府は、社会保障費の「自然増」削減のため、2015年度、介護報酬の大幅削減を強行しました。報酬全体でマイナス2.27%、介護職の「特例加算」を除いた報酬本体はマイナス4.48%という空前の報酬カットにより、介護事業所の倒産・撤退が各地で激増し、“施設入所の制限”“利用者の放置”“食事や年中行事のカット”“利用者からの追加負担徴収”など、利用者や家族がその犠牲となる事態も起こっています。

介護報酬は3年に1度改定され、2018年度が改定の年となりますが、政府がさらに介護報酬の削減を計画していることは重大です。

歴代政権は、“介護離職ゼロ”を目標に掲げ、介護を“新たな雇用創出分野”などといいながら、介護従事者の劣悪な労働条件や低すぎる社会的評価などの問題を放置してきました。「福祉は人」と言われるように、介護・福祉の提供体制を強化するには、労働条件の抜本的改善、担い手の育成・確保が不可欠です。

したがって、介護報酬の改定にあたっては、これまでの削減路線を見直し、介護報酬の増額・底上げをはかることが求められています。その際、保険料・利用料の引き上げに連動させることなく、介護・福祉労働者の賃金引き上げ、職員配置基準の改善、長時間・過密労働の是正を図ることが必要になります。

よって、国においては、介護報酬とは別枠の、国費の直接投入による賃金引き上げの仕組みを創設することをめざし、次期改定にあたっては、介護報酬の引き上げとともに、国庫負担割合を引き上げるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様